

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第197回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は五つございます。

議題1「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・公的部門ガイドライン案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・公的部門ガイドライン案について」、御説明を申し上げます。

お諮りする各案は、デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正により、地方公共団体等における個人情報の取扱いに関する規律を同法に規定することとなることに伴い、政令、規則及び公的部門ガイドラインの改正等を行うものとなります。

まず、資料について、資料1-1として、政令・規則・公的部門ガイドラインの改正案の概要、資料1-2として、政令案、資料1-3として、政令案の新旧対照表、資料1-4として、施行日政令案、資料1-5として、規則案、資料1-6として、公的部門ガイドラインに係る告示案とさせていただきます。

資料1-1に基づいて概要を御説明申し上げますが、具体的な条文や記載内容については資料1-2から資料1-6までを併せて御参照いただければと思います。また、資料1-2、資料1-5及び資料1-6の各案については、本日御審議の上、御了承いただけましたら、意見公募手続を実施したいと考えております。

まず、資料1-1の1ページ目により、今回お諮りする政令の改正案の概要をお示ししております。主な改正内容は、次の三つの項目となります。

一つ目は、法第60条第1項の地方公共団体等行政文書から除外される文書等を政令で定めるものです。公的部門の規律の対象となる保有個人情報に関して、国の行政機関については、行政機関情報公開法の行政文書に記録されているものに限られており、この行政文書からは、官報等の不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものや特定の施設で特別な管理がなされているものが除外されています。

これを踏まえて、地方公共団体等に関する地方公共団体等行政文書から除外する文書等について、行政機関情報公開法の行政文書から除外されている文書等に相当するものとして、公報等や公文書館等で特別な管理がなされているものを新たに定めることとしております。

二つ目は、法第66条第2項第3号に基づき、新たに民間部門の規律の適用を受けることとなる法第58条第1項第2号の地方独立行政法人が行う公権力の行使を含む一定の業務について、引き続き、公的部門と同様の安全管理措置を講ずべきものとして定めるものです。

この点、令和4年4月1日施行予定の政令改正により、同様に民間部門の規律の適用を

受ける法別表第2に掲げる法人に関して、公的部門の安全管理措置に関する規定を準用する業務として、医療観察法に規定する指定入院医療機関としての業務など、公権力の行使を含む一定の業務を政令で定めているところ、本改正案において、地方独立行政法人についてはこれらの業務に類するものとして、条例で定める業務を対象とすることとしております。

なお、同様に、法第66条第2項第3号に基づき、法第58条第2項第1号の地方公共団体の機関が行う病院等の運営の業務についても、これらの業務のうち、医療観察法に規定する指定入院医療機関としての業務及びこれに類するものとして条例で定める業務について、公的部門の安全管理措置に関する規定を準用する対象としております。

三つ目は、地方公共団体等から保有個人情報の開示を受ける者について、送付に要する費用を納付して、開示に係る地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができることを定めるものです。国の行政機関や独立行政法人等に対しては、令和4年4月1日施行予定の政令改正において、写しの送付を求めることができることが規定されているところ、本改正案において、地方公共団体等に対しても同様に写しの送付を求めることができることとしております。

これらのほか、本改正案では、地方公共団体等に対する審査請求に関する行政不服審査法施行令の適用についての読替えや、地方公共団体等における行政機関等匿名加工情報の提供に関する契約に係る手数料の基準などについて、所要の規定の整備を行っております。

なお、デジタル社会形成整備法第51条の規定の施行日については、施行日を定める政令により、令和5年4月1日としたいと考えており、個人情報保護法施行令等の改正についても、同日に施行することとしております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。ここでは、今回お諮りする規則の改正案の概要をお示ししております。主な改正内容は、次の二つの項目となります。

一つ目は、法第68条第1項に基づき、保有個人情報の漏えい等について、地方公共団体等が行う委員会への報告及び本人への通知の対象となる事態として、条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を定めるものです。法第60条第5項において、条例要配慮個人情報は、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいうものとされておりますところ、このような仕組みを設けた趣旨を踏まえまして、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う委員会への報告及び本人への通知を行うべき事態について、国の行政機関や独立行政法人等が報告等を行うべき事態に加えて、条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等を追加することとしております。

二つ目は、法第167条第1項に基づき、地方公共団体が個人情報の保護に関する条例を定めたときの届出の方法を定めるものです。改正後の個人情報保護法において、地方公共団体が同法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、その旨

及びその内容を委員会に届け出なければならないこととされており、委員会は、当該届出があった場合には、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされております。

このように、委員会において届出事項をインターネット等により公表することが予定されていることから、地方公共団体からの届出についても原則として電子情報処理組織を使用する方法により行うこととした上で、電気通信回線の故障や災害など、電子情報処理組織を使用する方法によることが困難と認められる場合には、例外的に所定の届出書を提出する方法によることとしております。

なお、本改正案についても、デジタル社会形成整備法第51条の規定の施行日として定める令和5年4月1日に施行することとしております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。ここでは、今回お諮りする公的部門ガイドラインの改正案の概要についてお示ししております。地方公共団体に関しては、昨年7月及び11月・12月と2度にわたり、全国の地方公共団体を対象とした改正法の内容等に関する説明会を開催しており、説明会での質疑応答やその前後における意見照会等を通して2,000件を超える御意見及び御質問を頂いております。

今回のガイドライン改正案においては、頂いた御意見及び御質問の内容を踏まえて、主に地方自治体の事務の円滑化という観点から、特にガイドラインで示すべき事項や、御意見及び御質問が特に多く寄せられた部分について説明を加える改正を行っております。

なお、デジタル社会形成整備法第51条の改正により、新たに地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が法の適用対象となることに伴い、国の行政機関及び独立行政法人等に適用されるガイドラインの記載については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人にも適用されることとなります。

これより、デジタル社会形成整備法第51条による改正法の内容及びそれに伴うガイドラインの改正内容について、主な項目を御説明させていただきます。特に、改正内容のうち、下線を引いている部分は、特にこれまで寄せられた地方公共団体からの御意見及び御質問を踏まえた箇所となっております。

主な改正内容の1点目として、法第60条第5項において新設された条例要配慮個人情報についての説明の項目を追記しております。条例要配慮個人情報を条例で定めた場合には、個人情報ファイル簿に記載する必要があり、また、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは委員会に報告しなければならないという関係規定の説明に加えて、条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて取得や提供等に関する固有のルールを条例で定めることはできないことを説明しております。

2点目として、法の各規定における地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」の考え方について、関係箇所に説明を追記しております。具体的には、法第61条第1項及び第69条第2項第2号の法令の定める所掌事務又は業務並びに法第69条第2項第3

号の法令の定める事務又は業務については、地方自治法第2条第2項の「地域における事務」が含まれ、一方で、法第69条第1項の「法令に基づく場合」には、「地域における事務」を定める地方自治法第2条第2項は含まれないことを説明しております。

3点目として、死者に関する情報の開示についての説明を追記しております。死者に関する情報については、ガイドライン中の個人情報の定義規定の説明箇所において既に説明をしておりますが、地方公共団体から寄せられた御質問及び御意見の多くが死者に関する情報の開示請求についてであることから、改正案では、開示請求の説明箇所において、死者に関する情報については、同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとっての自己を本人とする保有個人情報に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となることの説明を追記しております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。主な改正内容の4点目として、法第129条において規定されている地方公共団体に置く審議会等への諮問に関する説明を追記しております。審議会等への諮問は、個人情報の適切な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合にこれが認められるところ、求められる専門的な知見として、サイバーセキュリティに関する知見を例示し、説明しております。

併せて、個別の事案の法に照らした適否の判断について、審議会等への諮問を行うことは法の規律と解釈の一元化という令和3年法改正の趣旨に反すること、また、改正法施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用について、法施行後は改めて法の規定に基づき整理をした上で、適切な取扱いを確保する必要があることを説明しております。

5点目として、地方公共団体が委員会に対して必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができると規定する法第166条第1項について、条例を定める場合を含め、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、速やかに委員会に連絡することが望ましいことを説明しております。

最後に、6点目として、法と条例の関係について、条例で定めることが許容される事項及び許容されない事項を説明する項目を追記しております。条例で定めることが許容される事項として、法において条例への委任規定が設けられている事項及び一定の事項について条例で定めることが許容されている事項がこれに当たる旨を、一方で、条例で定めることが許容されない事項として、個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものや、法の規定と重複するものがこれに当たる旨を説明しております。

ガイドラインの改正内容の御説明は以上となります。

なお、地方公共団体から頂いた御意見及び御質問のうち、その大部分を占める法の具体的な運用解釈に関するものについては、執務参考資料として、今後、事務局において公表予定である事務対応ガイドやQ&Aの策定や見直しの過程で、引き続き対応する記述の追

加等を行っていく予定です。

ただいま御説明申し上げました「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・公的部門ガイドライン案について」は、本日御審議の上、御了承いただけましたら、資料1-4の施行日政令案を除き、各案について速やかに意見公募手続を行いたいと考えております。

なお、今後、技術的な修正を行う可能性もあり、最終的な内容は本案から変更される可能性がある点、お含みおきをいただきたく存じます。

説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 今回のガイドライン等の改正案は、事務局が昨年に複数回実施した全国の地方公共団体を対象とする説明会に際して頂いた2,000件を超える地方公共団体からの御質問や御意見を踏まえながら立案されたものです。パブリックコメントにおいても様々な御意見、特に地方公共団体における実際の業務に即した御意見が提出されることが想定されます。提出される御意見にしっかりと対応すると同時に、これまでに寄せられた御質問や御意見も踏まえながら、来年春の改正個人情報保護法等の施行に向けた地方公共団体における準備に対して、引き続き、委員会として適切な支援を行っていくことが重要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、意見公募手続を行うこととしているものについてはこの改正案で実施し、意見公募手続を行わないこととしているものについては原案のとおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、その際、技術的な修正があった場合については、私に一任いただきたいですが、それもよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

委員会として、幅広い意見にしっかり耳を傾けることが重要であると考えますので、多くの方々から御意見を賜ることを期待しております。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「令和3年改正個人情報保護法の施行に係るデジタル手続法の施行に関する個人情報保護委員会規則の改正案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 よろしくお願いたします。

それでは「令和3年改正個人情報保護法の施行に係るデジタル手続法の施行に関する個

個人情報保護委員会規則の改正案について」、御説明申し上げます。

まず、資料について、資料２－１として「デジタル手続法の施行に関する個人情報保護委員会規則の改正案（概要）」、資料２－２として規則案を提示させていただいております。資料２－１に基づいて概要を御説明申し上げますが、具体的な条文については、資料２－２を併せて御参照いただければと思います。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法においては、法令上、書面等によることが定められている手続について、オンライン等による実施を可能とした上で、その細則については各行政機関の主務省令で定めることとされており、個人情報保護委員会においても、所管する法令に定められている手続をオンライン等により実施するため、「個人情報保護委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」を定めております。

この点について、令和３年の個人情報保護法の改正により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が個人情報保護法に統合されることに伴い、今般、委員会規則において必要な規定を整備するものとなります。

具体的には、令和４年４月１日施行予定の改正後の個人情報保護法施行令第２０条第５項において、行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に据え置き一般の閲覧に供しなければならないとされているところ、デジタル手続法第８条第１項に基づき、当該閲覧について、①として、インターネットを利用する方法、②として、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法、③として、電磁的記録に記録されている事項を記載した書面による方法で行うことができる旨を定めることとしております。

また、今般の改正で規則に追加する規定の内容につきましては、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法に基づく個人情報ファイル簿の閲覧について、これらの法律を所管する総務省の主務省令が規定している内容と同様の規定を措置するものとなっておりますところ、行政手続法に規定する「軽微な変更」に該当するため、意見公募手続は行わないこととしております。

なお、本改正案の内容は、今後、技術的な修正を行う可能性もあり、最終的な内容は本案から変更される可能性がある点、お含みおきをいただきたく存じます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、その際、技術的な修正については私に一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において所要の進めを進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題3「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題3「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について」、御説明申し上げます。

資料について御説明申し上げます。資料3-1が、今回の金融分野ガイドラインの改正の概要をまとめたものでございます。また、資料3-2が、同ガイドラインの新旧形式での改正案となっております。

それでは、各資料に基づいて御説明を申し上げます。

まず、資料3-1「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について」です。この度の改正は、各種業法に基づく、監督当局に対する漏えい等報告等の義務化がなされるものでございます。昨年12月15日の第194回個人情報保護委員会で御審議いただいた際の資料3-2「『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』の一部改正案」においては、第11条の「個人データ等の漏えい等の報告等」の対象となる事態として、個人情報の保護に関する法律施行規則第7条各号に該当する事態を規定していたところでございます。その上で、同委員会時の資料3-1「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について」において、上記の事態以外の事態については「業法に基づき、漏えい等報告等を義務化する方向で、引き続き検討を進める」と記載しておりましたとおり、第194回委員会後も、本件につき、金融庁との検討を続けてきたところでございます。

今般、金融庁との検討の結果、個人情報保護法施行規則第7条各号に該当する事態以外の事態については、同庁が所管する各種業法の施行規則等を改正し、それらの規定に基づき、監督当局に対する漏えい等報告等を義務化することに伴い、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを改正することとなったものでございます。

なお、本資料の下部には、第194回個人情報保護委員会に付議させていただいた資料の一部抜粋を掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、具体的な改正の内容としましては、資料3-2を御覧いただければと存じます。本資料におきましては、赤字で改正されている部分は、このたび改正されることとなり、今後意見公募手続が行われる部分となっております。黒字で改正されている部分は、第194回個人情報保護委員会に付議させていただいた際の内容と同様でございます。5ページからが、同ガイドラインの第11条において、「個人データ等の漏えい等の報告等」について規定している箇所となります。

6ページに移っていただきまして、第1項の「また」以降に記載している箇所が、各種業法の施行規則等に基づき、個人情報保護法施行規則第7条各号に該当する事態以外の個

人データの漏えい等について、監督当局への報告を義務化しているものとなります。

続きまして、第2項が、関係法令の規定を踏まえて、個人情報の漏えい等、仮名加工情報に関わる削除情報等及び匿名加工情報に関わる加工方法等情報の漏えいについて、監督当局への報告を努力義務としているものとなります。

また、6から7ページになりますが、第3項が、関係法令の規定を踏まえて、第1項及び第2項で御説明した、個人情報保護法施行規則第7条各号に該当する事態以外の事態について、本人への通知等を努力義務化しているものとなります。

具体的な改正内容につきましては以上となります。

ただいま御説明申し上げました「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」につきましては、本日、御審議の上、御了承いただけましたら、金融庁と連携し、速やかに意見公募手続に向けて所要の手続を進めたいと考えております。

なお、意見公募手続に関しましては、金融分野ガイドラインの改正は、改正前の金融分野ガイドラインにおいても漏えい等報告等を求めていたものを引き続き求める旨を明確にするものであり、追加的な義務を金融機関等に課すものではないこと。また、改正法施行日である令和4年4月1日までに措置できない場合、金融機関の金融庁等への報告対象が現行の取扱いと変わることから、報告主体側の混乱が生じるとともに、金融機関の業務の適切性を確保することが困難になることが想定されること。併せて、金融分野ガイドラインと一体的に意見公募手続を実施すべきと考えられる金融庁の業府令の改正については、金融庁において他省庁との調整が必要な業府令を含めて改正が必要な法令が多数あることに加え、報告様式等の所要の修正及び公布後、施行前に周知期間を確保する必要等を踏まえる必要があること。これらの事情を踏まえ、金融分野ガイドラインの改正案については、4類型該当の漏えい等の事態以外について報告を求める金融庁の各種業府令改正案とともに、意見公募手続の期間については、30日間から7日間に短縮することとしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本ガイドラインの改正案について、意見公募手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、事務局において金融庁と連携の上、所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題4「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則の改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する



る規則の改正について」、御説明申し上げます。

まず、番号法の定期的な検査について御説明申し上げます。番号法では、番号法第29条の3第1項の規定を受けた委員会規則において、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構について、定期的な検査としておおむね2年ごとの検査を行う旨を記載しております。当該規則に基づき、行政機関等における定期的な検査は、現状、おおむね2年ごとに実施しているものの、特定個人情報の安全管理措置等の水準については、各行政機関等でばらつきがある状況です。

この状況に対する問題意識に対し、今後は一律に同じ頻度で検査を行うのではなく、監視監督全体の検査頻度は維持しつつ、これまでの検査で把握した各機関のマイナンバーの管理状況、各機関の規模、特定個人情報の取扱量及び漏えい等事案の有無等を踏まえ、メリハリのついた検査を行うとともに、個人情報保護法による公的部門への実地調査との一体化も考慮し、より柔軟かつ効果的な立入検査を実施する方向で見直しを検討しております。こういった方向性に基づき、委員会規則において定める検査周期を、現行の「おおむね2年ごと」から「おおむね1年から4年ごと」へ変更することを検討いたしました。

本日、委員会で御審議いただいた後、意見公募手続を実施し、令和4年4月の施行に向けて準備してまいります。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員。

○浅井委員 御説明ありがとうございます。

今般の見直しは、以前に指摘した各機関の状況に応じたメリハリをつけた検査を検討してほしいとの問題意識に適切に応えたものであり、意義が大きいものと評価いたします。

加えまして、本年4月からは、改正個人情報保護法に基づく行政機関等に対する定期的・計画的な実地調査を実施することとしております。対象となる行政機関等の数や調査対象の範囲は広がることとなります。より一層メリハリをつけた検査・調査を行っていくことが求められています。今般の見直しは、その端緒となる取組という意味においても有意義であります。

今後も、効果的・効率的な検査・調査を実現していくために、こうした柔軟な検討・見直しを継続していくことが肝要であると考えます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正意見がないようですので、この改正案で意見公募手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

それでは、議題5「厚生労働省（職業安定行政業務に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、厚生労働大臣から当委員会に対し「職業安定行政業務に関する事務 全項目評価書」が提出されましたので、事務局より概要を説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

ではまず、資料5-1に基づいて、全項目評価書の概要を説明します。

まず、評価対象の事務については、11から12ページまでの別添1を御覧ください。

図の上段の中央、ハローワークシステム内に特定個人情報ファイルである「助成金ファイル」、「雇用保険ファイル」、「求職者支援ファイル」及び「職業紹介ファイル」があり、それぞれの特定個人情報ファイルごとに評価対象の事務がございます。

今回、事務が追加されるのは、左上の「助成金ファイル」を取り扱い、障害者雇用等の助成金の支給等を行う「助成金に関する事務」です。

新たに追加される事務は、雇用保険法等に基づく一定の要件を満たした事業主に対する助成金の電子申請について、現在利用している「e-Gov電子申請システム」に代えて、新たに構築する「助成金オンライン申請システム」を利用して、受理等を行うものです。

続きまして、今回追記等した主なリスク対策を御説明させていただきます。

事務の追加に伴い、助成金の電子申請の受理等に関する特定個人情報の入手に係るリスク対策等が追記等されています。

まず、94ページ上段の「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。

主に、事業主はインターネット回線を経由して申請を行うが、通信はTLS/SSLによる暗号化を行うこと、助成金オンライン申請システムと既存の助成金システムの間で連携するデータに特定個人情報を一切含まないこと、利用者である事業主側の端末における安全管理措置の実施の周知等や厚生労働省の免責事項について、利用規約の中で一般的な内容で記述すること等が記載されています。

続いて、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策についてです。

101ページ中段の「⑤物理的対策」を御覧ください。

主に、使用するクラウドサービスは、ISMAPの登録を前提とし、登録予定であってもISO/IEC27017等の認証を取得していることを確認すること等が記載されています。

最後に、同ページ中段の「⑥技術的対策」を御覧ください。

主に、クラウド事業者は、個人情報にはアクセスしないこと、助成金オンライン申請システムと情報提供サーバーの通信には、インターネットVPN接続等の通信内容の秘匿等

が可能なクラウドサービスを使用すること、助成金オンライン申請システムに保管する特定個人情報を暗号化すること等が記載されています。

評価書の概要説明については、以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料5-2に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。

まず、目次中「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、33ページを御覧ください。

先ほど、概要説明のリスク対策でも触れておりますが、「主な考慮事項（細目）」の74番では、助成金オンライン申請システムを介した事業主から申請書の受理等を行う際のリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

また、75番では、助成金オンライン申請システムについて、情報提供サーバーを介して、既存の助成金システムと接続することとなる際のリスク対策について、同様に審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、34ページ上段の総評を御覧ください。

総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載してあります。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載してあります。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認を頂ければ、厚生労働省に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

事務局からの御説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

特に修正の御意見がないようですので、評価書を承認することとしますが、よろしいで

しょうか。

それでは「職業安定行政業務に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえて、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き、必要な手続を進めてください。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してもよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。